

準暴力団（半グレ）の排除

大阪弁護士会 民暴委員会委員

しんせい法律会計事務所 弁護士 長村 みさお

第1 はじめに

今日では、反社会的勢力を企業取引から排除することは、企業の社会的責任として当然のことであると認識されています。

平成4年に施行された暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）の厳しい取り締まりによって、暴力団は弱体化し、平成22年には78,600人とされていた暴力団及び準暴力団構成員等の数は、令和元年末時点で28,200人に減少しました。

他方で、近年は、繁華街・歓楽街等において、暴力団のように明確な組織性をもたないものの、暴走族の元構成員等を中心とする者が集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う、いわゆる「半グレ」と呼ばれる集団による犯罪が増加しています。

警察庁は、このように明確な組織性はないが集団的・常習的に暴力行為を行う集団を「準暴力団」と定義しています。

第2 暴力団と半グレの違い

暴力団は、組長をトップとするピラミッド型の組織で、下位の者が上位のものに服従する関係にあります。半グレ集団には、そのような組織性はありません。

半グレは、詐欺、恐喝、暴行、傷害等、暴力団と同じような犯罪行為を集団的に行っていますが、暴力団ではありませんので、暴対法や暴力団排除条例も適用されません。

半グレは、組織性が緩やかなことから、全ての人員やその活動実態を把握することは困難とされています。

以前は、暴力団と半グレは反目しあっていた時期もあったと言われていましたが、現在は、暴力団と半グレが相互を利用しあう依存関係にあるとされています。

第3 半グレの排除について

半グレには、暴力団と同じように犯罪意欲や凶暴性がありますが、それに加えてIT技術等を利用した犯罪にも対応する能力があるとされています。

今後、企業に対して、半グレであることを秘して取引を持ち掛けてくることも十分に予想されます。

暴力団と同等の犯罪を常習的に行う半グレを、反社会的勢力として企業が排除対象とすべきであることは明らかですが、前述したように、半グレは、その人員など実体の把握が困難と言われており、半グレのメンバーは、匿名化、潜在化しています。

取引に入る際の反社会的勢力該当性確認方法としては、取引の相手方の社名、代表者名を、新聞記事やインターネットを用いて検索する等の方法が一般的に用いられていると思いますが、匿名化、潜在化している半グレには、そのような確認方法のみでは不十分です。

半グレを企業から排除するためには、事業所の現地調査、従業員や取引先の調査、風評の調査などさらに入念な確認が必要となると思われます。取引の金額が多額になるなどの場合には、必要に応じて専門の調査会社に依頼することも検討すべきです。

また、取引開始後に反社会的該当性が判明した場合に、取引を中止するために、多くの企業が、取引開始の際に締結する基本契約書に暴力団排除条項を設けていると思います。

相手方の属性に着目して、相手方が反社会的勢力に該当する一定の集団、団体である場合、それらの団体の構成員・役員・従業員である場合等に解除を可能とする暴力団排除条項が多く見受けられます。

しかしながら、半グレは、実態把握が困難であり、そもそも取引の相手方が半グレであるという立証は困難であることから、半グレを取引から排除するためには、属性に着目した解除事由のみでは不十分です。

今後の暴力団排除条項には、属性要件に加えて、取引の相手方が一定の行為（例：暴力的要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動等）を行った場合には、解除できるという行為に着目した解除事由の規定も検討すべきでしょう。

以上

i 「令和元年における組織犯罪の情勢」 警察庁組織犯罪対策部組織犯罪企画課

※本内容における意見に関する部分は、執筆者個人によるものです。

※禁転載